

平成 19 年 2 月 19 日
関 東 財 務 局

リテラ・クレア証券株式会社に対する行政処分について

1. リテラ・クレア証券株式会社(以下「当社」という。)に対する検査の結果、以下の法令違反行為が認められたことから、証券取引等監視委員会より行政処分を求める勧告が行われた。
(平成 19 年 2 月 9 日付)

○広告において表示すべき事項を表示していない行為

当社執行役員インターネット企画部長は、その業務に関し、平成 18 年 3 月 31 日から同年 10 月 1 日までの間、約 58 千通送付したダイレクトメールのほか 6 種類の媒体によりその行う金融先物取引業務についての広告を行うに際し、金融先物取引法(昭和 63 年法律第 77 号)第 68 条に基づき表示すべき事項を表示しないまま広告を行っていた。

当社及び当社の使用人が行った上記の行為は、金融先物取引法第 68 条第 1 号から第 4 号まで並びに同条第 5 号に規定する金融先物取引法施行令第 13 条第 2 号に違反すると認められる。

2. 以上のことから、本日、当社に対し、金融先物取引法第 86 条の規定に基づき、下記の行政処分を行った。

記

○業務改善命令

- (1) 今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること。
- (2) 広告審査に係る内部管理態勢の充実・強化を図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定すること。
- (3) 社内検査態勢の充実・強化のための方策を講じること。

上記の(1)から(3)について、その対応状況を平成 19 年 3 月 19 日(月)までに書面で報告すること。

連絡・問い合わせ先
関東財務局 理財部証券監督課
048-600-1111(代表)
内線 3419、3328